就労選択支援について

○就労選択支援の概要

　令和７年10月１日から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス、「就労選択支援」が創設されます。

　これに伴い、就労継続支援Ｂ型は、令和７年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行われている者」が利用の対象となることから、新たに就労継続支援Ｂ型を利用する意向がある場合、就労選択支援をあらかじめ利用することが必要になります。

ただし、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所が無い場合や、利用可能な就労選択支援事業所が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援Ｂ型の利用が認められます。

○指定基準の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 定員 | 10名以上 |
| 職員配置 | ・管理者　原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障が無い場合は他の職務の兼務可）  ・就労選択支援員　常勤換算数で利用者数を15で除した数以上  ※短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要。サービス管理責任者の配置は求めない。 |
| 就労選択支援員の要件 | ・就労選択支援員養成研修を修了した者（令和９年度末までの移行措置あり） |
| 実施主体 | ・就労移行支援事業所  ・就労継続支援事業所  ※上記実施主体であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者  ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人  ・自治体設置の就労支援センター  ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関　等 |